

第5回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

日 時 平成15年11月5日(水)午後1時25分開会
 場 所 稲沢市民会館小ホール
 出 席 者

職 名	区 分	氏 名	備 考
会長	1号委員 (1市2町の長及び助役)	服部 幸道	稲沢市
副会長		友松 隆利	祖父江町
副会長		伊藤 勇夫	平和町
委員		吉川 昭	稲沢市
委員		伊藤 澄也	祖父江町
委員		織田 克己	平和町
委員	2号委員 (1市2町の議会議長が 指名した議員)	内藤 和秀	稲沢市
		野村 英治	祖父江町
		天野 晋	祖父江町
		恒川 宣彦	平和町
		山田 武夫	平和町
委員	3号委員 (1市2町の長が選出し た学識経験を有する者)	塩田 郁夫	稲沢市
		鈴木 恵理子	稲沢市
		山内 孝三	祖父江町
		中村 治男	祖父江町
		片山 柚美子	祖父江町
		山田 勝	平和町
		柴田 隆史	平和町
堀田 裕美	平和町		
委員	4号委員 (1市2町の長が協議し て定めた学識経験を有 する者)	古池 庸男	共通

(欠席)

2号委員：大河内明委員(稲沢市)

3号委員：鈴木清委員(稲沢市)

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議事

<協議事項>

- 協議第1号 合併の方式について
- 協議第2号 新市の名称について
- 協議第3号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第4号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第5号 地域審議会の取扱いについて
- 協議第6号 地方税の取扱いについて
- 協議第7号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第8号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第9号 条例・規則等の取扱いについて
- 協議第10号 事務組織及び機構の取扱いについて

<提案事項>

- 提案第1号 一部事務組合等の取扱いについて
- 提案第2号 使用料・手数料等の取扱いについて
- 提案第3号 諮問機関等の取扱いについて
- 提案第4号 補助金・交付金等の取扱いについて
- 提案第5号 町名・字名の取扱いについて
- 提案第6号 慣行の取扱いについて
- 提案第7号 行政区の取扱いについて
- 提案第8号 公共的団体の取扱いについて

<その他>

- ・合併協議会開催予定について

事務局（大野紀明 事務局長）

定刻1時半の5分前でございますけれども、委員の皆様、おそろいでございますので、ただいまから、第5回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を開催させていただきます。

私は本日の進行を務めさせていただきます合併事務局長の大野でございます。

よろしくお願い申し上げます。

ここでご報告させていただきますけれども、本日2名の委員様が欠席でございます。

お一人は稲沢市の2号議員の 大河内 副議長でございますが、緊急な用ができましたので、本日欠席ということでございます。

それから、これも同じく稲沢市でございますけれども、3号委員の 鈴村 清 様でいらっしゃいますけれども、ご親族のご逝去によりまして、本日欠席ということでございます。

あと20名の委員の皆様につきましては、出席をしていただいております。

従いまして、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第8条第2項の定足数を満たしておりますので、会議の成立をします。

それでは、開会にあたりまして、会長でございます 服部 稲沢市長から、ごあいさつを申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

高い席から失礼を申し上げます。

委員の皆様方には、本日公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、合併協議会の運営に対し並々ならぬご協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

本日の議事は、継続協議となっております「合併の方式」、「新市の名称」などの協定項目及び10月21日の第4回協議会にご提案申し上げました「地方税」、「一般職の職員の身分」、「特別職の身分」、「条例・規則等」、「事務組織及び機構」の取扱いについて、ご協議を願うわけでございます。

また、「一部事務組合」、「使用料・手数料」、「諮問機関」、「補助金・交付金」、「町名・字名」、「慣行」、「行政区」、「公共的団体」のそれぞれの取扱いにつきまして、新たに提案させていただきます、委員の皆様方のご意見を伺ってまいりたいと思います。

前回の協議会におきまして、継続協議といたしました項目と、本日協議を願う項目につきましては、いずれも重要な事項でございます。

委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただきまして、1市2町の将来に向けて、実りあるご協議をしていただきますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に際してのごあいさつと代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（大野紀明 事務局長）

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

会議の議長につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることとなっております。

以後の議事の取り回しにつきましては、会長にお願いいたしたいと思います。服部会長、よろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

初めに、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程第7条第3項の規定において、議事録署名委員は議長が指名することとなっております。

今回の議事録署名委員は、恒川宣彦 委員、塩田郁夫 委員のお二人にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これより、議事に入らせていただきます。

前2回の協議会で協議をいただいております協議第1号「合併の方式」、協議第2号「新市の名称」につきまして、一括議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

合併協議会事務局次長 渡辺義憲です。

よろしくお願いをいたします。

それでは、協議第1号、協議第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の資料1ページをお願いいたします。

協議第1号 合併の方式について

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって新市を設置する新設合併とする。

又は

中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する編入合併とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

2ページをお願いいたします。

協議第2号 新市の名称について

新市の名称は稲沢市とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

この協議2号につきましては、補足説明をさせていただきます。

新市の名称につきましては、前回の協議会におきまして、公募に関するご意見等をいただきました。

それらを踏まえまして、公募を実施するとした場合、方針として検討していただく事項について、事務局で整理をいたしております。

まず、一つは公募を実施するとした場合のスケジュールでございます。

一例を申し上げますと、来年3月中旬からの住民説明会の開催を前提といたしますと、12月4日の第6回協議会で公募の方法について決定をいただければ、12月25日頃まで公募が可能になります。

年末年始を挟みながら、応募された名称を整理いたしまして、来年1月9日の第7回協議会で応募された名称から数点、概ね5点程度まで絞り込みをいただきます。

それらの最終候補について、1月31日の第8回協議会で協議をいただき、名称を決めていただきますという日程で調整できるかと思っております。

この1月31日の第8回協議会で仮に名称が決まらない場合には、祖父江町議会議員選挙の関係で2月の協議会の開催が困難でございますので、3月13日の第9回協議会での名称の決定が、いわゆるデッドライン、期限かと考えております。

二つ目に公募をするとした場合にご検討いただく事項といたしまして、いわゆる最終選考の方法、基準をどのようにするかということ、あらかじめ決めていただく必要がございます。

と申しますのは、最終選考のあり方に応じまして、公募の概略が決まってくるわけでございます。

最終選考の方法といたしましては、この協議会で協議あるいは採決によって決するという方法と、住民意識調査において、最終候補を示し、その結果によって決定をいたします。

いわゆる二通りが考えられるわけでございます。

しかしながら、住民意識調査を活用しようとするれば、それに先立つ住民説明会では、新市の名称という住民の皆さんに大きな影響のある事項について、説明ができないということになるかと思っております。

なお、当協議会におきましては、もう既にご存知かと思っておりますが、会議運営規定上、全会一致を原則としてやむをえない場合には、会長をはじめ出席委員の3分の2以上の賛同を得ることによって、議事を進行することといたしておりますので、この最終選考におきましても、この点についてあらかじめ協議会で考慮しておく必要があるものでございます。

次に、最終選考におきます選考基準といたしましては、公募の時点での応募票数を考慮する場合と、いわゆる考慮しないという場合がございます。

公募時点での票数を例えば考慮するとした場合には、1人複数をできるだけ排除する必要がございますので、公正を期すためには応募者の名寄せと突き合せを厳正に行う必要がございます。

専用の応募はがきに限るなどの工夫が、必要になるわけでございます。

ちなみに、先進事例では、例えば群馬県の万場町と中里村が神流町という名称で決定をした例でございます。

この場合につきましては、専用のアンケート用紙を用いられまして、全世帯を対象に名称候補を5件まで公募をされまして、上位5番目までの名称を最終候補として選考されたという事例もございます。

方や公募に純粋なアイデアを募集するといった性格を要する場合には、応募の方法といたしましては、専用はがきのほかに他の手段、例えば官製はがき、ファクシミリ、電子メールなど、応募の間口を広げる必要が生じてくると思われま。

そういたしますと、1人1票という制限が困難になりますので、応募総数を現行基準として考慮することが、難しくなってくると思われるところでございます。

なお、2市1町の場合には専用はがきのほか、官製はがきを、2市1町は一宮市、木曾川、尾西市のことでございますが、2市1町の場合には専用はがきのほか、官製はがきを含めて公募をしておられたという関係がございます。

1人1名称、1件のみという制限は設けられておりますが、名称などの応募点数は、新市の名称の決定には影響を及ぼさないという方針をあらかじめ協議会で決定をされて、公募に望んでおられたとお聞きをいたしております。

その他、絞り込み選考の方法及び点数、絞り込みの選考基準、更には公募段階におけます応募資格を1市2町の住民の方に限るかどうか、記載事項をどうするかなどの詳細を協議会で検討していただくことが必要かと思ひます。

先ほど申しましたとおり、大きくスケジュールと最終選考の方針によって、大方の基本線が出てくるわけではないかと考えてございます。

以上、新市の名称につきまして、先回のご意見を踏まえまして、事務局の整理の状況を報告させていただきます。協議1号、2号の説明に代えさせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、事務局から協議第1号及び協議第2号の説明が終わりました。

これに対しまして、ご意見のある方、挙手をされまして、指名を受けられた後に、ご発言いただくようお願い申し上げます。

質疑はございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

私は、2号議員の稲沢の内藤でございます。

協議事項第1号「合併の方式について」ということで、ご提案を申し上げたいと思います。

私ども稲沢市としましては、今まででもそうでありましたけれども、精神的には対等合併でやるんだというような気持ちは、全く変わりはありません。

従って、この協議会の委員におきまして、そのように取り計らいがされておるといふうに、まず理解をいたしております。

お隣でいい事例が出たんでありますけれども、精神は対等であるよと、対等合併で、しかし、方式については編入方式を取り入れるというような事例も出てきております。

従って、私どもといたしましては、常識的に言って、やっぱり精神は対等合併であるけれども、方法については編入合併と編入方式というようなことで、お願いを申し上げたいと思う次第でございます。

それから、今日、誠に申し訳ありません。

2号議員であります大河内議員が、ちょっとよんどころない事情で欠席をさせていただいておりますので、お詫びを申し上げます。

また、3号議員の鈴村さんについては、そういったご親族のご葬儀ということの緊急事態が入ったということで、これまた誠に申し訳なく思っております。

協議事項第2号の新市の市名について、特に、3号議員の鈴村さんから、ひとつ内藤さんこういうふうに出ておいてくれんか、というようなことがありますので、ちょっとお話をさせていただきたいんですが、今、産業界は非常な不況に見舞われております。

ご承知のとおりであります。

この大変な不況のときに、稲沢市には2,000社に上る中小企業の皆さん方もおみえでございますので、あまりにも、この新市の名前が稲沢市から変わると、その影響力というのは、大変大きなものがある。

今、この経済が健全といいましょうか、丈夫なときは、顔色がいいときは、いいのでありますけれども、こう疲弊してきますと、どうしてもコストが掛かって大変な時期なので、ぜひともお願いを申し上げてほしい、こんな意見がございました。

また、鈴村さんも言ってみえたのですが、稲沢市においても、10万市民の住民台帳、その他いろいろな点で大変なコストが掛かってくる。

従って、このコストはすべて住民の税金で賄われるものだというような観点からいきますと、合併というスリム化をしよう、コストを下げよう、こんな意味合いからも、ちょっと外れるのではないかということも、皆様方にぜひとも訴えをしておいてほしい。

合併の本来は、行政のコストを下げ、スリム化をすることだ。

この本来の方法で、ひとつ立ち返っていただきたい。

こんなことを申し上げておいてくれと、こういうことでございます。

それから、もう一つだけちょっと言わせてください。

ここに副会長の祖父江町長がおみえでございますけれども、住民投票というものをやり
いただくと、こういうことでございます。

これは結構なことだとは思いますが。

公約でもありますし、それは結構でありますけれども、ぜひとも時期、それをいつされる
のか、そしてまた、方法はどのような方法にされるのかということ、どうかひとつ明確に
していただきたいと思う次第でございます。

これは、私の2号委員としての発言でございます。

そうでありませんと、行き先が見えてこない、見えてこないところで、何か暗中模索のよ
うな、そのような状態では、やっぱりうまくないと思うのであります。

従って、住民投票の時期、そしてまた、その方法、これをぜひとも明確にお答えいただ
きたい。

大変、ぶしつけかもしれませんが、よろしく願いを申し上げます。

大変、長々喋りましてすいません。ありがとうございました。

よろしく申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、内藤委員のほうからご発言がございました。

ほかに、ご発言ありましたらどうぞ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江の2号委員の天野でございます。

私どもは前回の協議会の中で、会長のお計らいでこの方式について、一応持ち帰って本
当にどのような解決方法をお互いに見出すのか、そういう方法で再度努力願いたいという趣旨
の会長の取り計らいのもと、私ども祖父江町議会といたしましても、そういうお計らいが
ありましたので、再度、昨日、特別委員会を開催させていただきました。

そうした中で、対等の精神、これについて、本当に尊重していただけると、こういう形
であれば、表現の仕方については、私ども2名議会から出ておりますけれども、議会の考え
方は2名に任せると、こういうふうな趣旨で集約された。

そういう経過がありますので、この名称については、例えば端的な話として、一宮のほうが出されました「対等合併・編入方式」という表現、こういう表現でも、その精神というものが対等であるという保障というのですか、そういう内容については、私ども2人に任せられた。

こういう非常に私どもとしては責任の重い内容ですけど、そういう方向になっておりますので、皆さんと一緒に協議をしていきたいと、かように考えております。

ただ、先ほど稲沢の内藤委員のほうから申されましたけど、公募の問題についてでありますけど、確かに人口の一番多い、そして、企業数もたくさんある。

そういうところからの比較でありますけど、私どもとしては、このことが果たして対等の精神といえるかということ、私どもとしてはその点で、今、お話があった鈴村委員の提案だと言われておりますけど、そのことで果たしてという、今、私感じただけですので、私の一存として受け取っていただきますけど、そういうような意味で、すべてにおいて対等の精神に見える。

そういう方向でこれから協議がなされるなら、私は十分そういう方向で、祖父江長議会についてもまとめていきたいと、かように考えております。

そういう点で再度、公募、これについては、いろんなことも最終的に決める段階ではいろんな要素も、例えば鈴村会頭も言われた要素も含めて、最終的にこの協議会で決定するものでありますので、前回の協議会の中でも、恒川議長のほうから話されたように、このことで、この合併の機運というものを醸成していくという意味からも、ぜひ公募はまず実施していただきたい。

こういうふうなことで、祖父江町議会のほうとしては、この2点について報告をさせていただきます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

今、ご意見をいただきましたように、祖父江の……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

山田 勝 委員（平和町）

3号委員としての、実は勉強会ですね。

先月30日、稲沢市、祖父江町、平和町の9人、お互いに勉強会を持とうということで、意見交換を行ったわけです。

合併の方式については、平和町、祖父江町の意見を十分尊重していただき、更にお互いの対等の立場で、対等の精神で進めていただきたい。

それで、お互いの意見として、編入で進めていただけたらということで、この3号委員としての意見のまとめといえますか、そういったことで、決まりましたのですけど。

私の足りない点がございましたら、3号委員で補足説明をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ご意見ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

山内孝三 委員（祖父江町）

祖父江町の山内でございます。

今回、編入というようなご意見が出ておりましたが、勉強会としては、できるだけ接点を見つけていただいて少しでも前進をしていただけるように、というまとめでございますけど。

特に、先ほど祖父江町の2号委員が申し上げられましたように、対等の精神ということですが、十分思いやりを持っての気持ちをひとつ忘れないようにやっていただきたいと思いますっております。

それと、公募ですけれども、稲沢市も産業界が大変だということですが、同じように祖父江町の産業界も稲沢市以上に大変な状況であることは、ご承知のとおりだと思いますので、やはり変わるまではいろいろな手続きも経費も大変でございますが、ぜひ住民参加ということも大切でございますので、ひとつ公募という形を取っていただいて、ぜひ進めていただくのと、先ほど1市2町だけの投票でございますと、意見が偏ってしまうような気がいたしますので、できるだけこの1市2町以外の方からも、広めて取ることも一つの方法ではないかと思っておりますし、これからまた将来を担う方々という、今は中学生以上ですか、その辺まで広げて意見を求めたらどうかと、そんなことを思っております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

それぞれの委員の皆さん方のご意見を頂戴いたしました、会長として受け止めさせていただきましたのは、対等の精神で取り組んでほしいということと、編入も編入をするにしてみても、対等の精神で協議をオープンにして進めてほしいという委員の皆様方のご意見だと

いうふうに、合併の方式については、まとめさせていただきたいというようなわけですが、委員の皆様方。

それから、2点目の名称の問題については、今、多くの皆さん方が公募によるべきだというご意見でございました。そうした中で……。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

内藤和秀 委員(稲沢市)

ありがとうございます。

私、失礼いたしました。

先ほど3号議員の鈴村さんのお話だけを申し上げて、2号議員としての私の発言を、新市については申し上げませんでした。

私どもの2号の議会といたしましても、このことについては、早急に11月中になんとか議員総会を持ちまして、皆さん方のご意見、公募というような意見が大変多かったよということを、また皆さん方にお計らいをして、11月中になんとか2号議員として、12月には出てきたときには、きちりとものが申せるようにさせていただきたいと、このように思っております。

そしてまた、この空気は十分に伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

お聞きのとおりでございます。

ただいま議題となっております1号議案については、対等の精神で編入合併という方策を進めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

ご意見がありましたら、頂戴いたしたいと思えます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

祖父江の天野ですけど、その対等の精神で対等を尊重するという文章ですと、例えば、方

式が編入ということにこだわらないという格好になって、いずれにしても方式については編入であろうと思うんです。

一宮市、尾西市、木曽川町の例ですと、その方式については、きちっとした条文化がされまして、「対等合併・編入方式」とこういうふうを確認されておりますので、それに準じた形の内容で、ぜひ事務方、ご提案をお願いして、まとめていただくようなことをぜひお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、2号委員の天野委員からご発言ありましたが、そのように事務局のほうで協議できますか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

はい、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会のほうにも一度、お話をさせていただきました、そういう条文を確認し、作成してお示し申し上げたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかに、ご意見ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

恒川宣彦 委員（平和町）

平和町の2号議員の恒川です。

これ、既に4回、5回、会合してきて、お互いに尊重するという事は、言葉の上ではそのとおりだと思うんですが、一向に前に進まないという根拠を明らかにしないと、いかんと思うんです。

例えば、法定協議会の中で、祖父江町が住民投票でペケになれば、みんなパーになってしまう。

もうどうせ、パーにするなら、早くパーにしたほうがいいと思います。

前へちょっと進んでいかない。

僕は前にも言ったように、会長を含めて副会長で、もうきちっと出してくださいと、それでいいか悪いかでやっていけばいいということですが、新市の名称につき、またこの方式につき、これは前へちょっと、今日は両方取るという、両方取るということは、前へ進んだの

ではない。

便宜上取っただけのことであって、本当に合併するという気持ちがあれば、何も新設だろうが、編入だろうが、私は構いませんと思います。

だから、本当に進むのかと、全体の皆さんが合併する気であると、合併するんだという心は通じるんだが、その中身については、本当に合併するのか、せんのかということに僕自身、どうも最近、疑問を持っている。

なぜかといったら、ご案内のように、前へちょっとも進んでいかない。

民主主義だからいろいろ論議を交わすということも必要だろうと思うんですが、これ5回やっても何も前へ進んでいない。

期日だけは来る。

この期日に間に合わないようになったら、結局、ドローではないですか。

だから、期日に間に合うように、夜を徹してでも話し合っ、前へ進めてもらわないと、私はいかんと思うんです。

だから、そういうように、会長も取り回しをやってください。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま意見をいただいておりますように、今日一つは皆さん方、こうしたことでご了解いただければ、前進したことになると思います。

対等の精神で合併、編入方式で事務を進めさせていただくことができれば、これは前進したことになると思います。

どうかそのようにご理解いただいて、事務側も事務を進めていただきたいと思います。

それから、2号の名称の問題についても、今、事務局のほうから公募の方式について、皆さん方にもご説明をさせていただいております。

この方式の選択も、皆さん方をお願いをして、進めていかなければなりません。

だから、合併の名称の問題につきましての公募の問題は、ただいま事務局のほうから説明をさせていただきます。

これにつきましての意見も頂戴いたしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。ご意見あります方、どうぞ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江の天野です。

稲沢市議会の関係が、この公募方式について、まだはっきりとしたコンセンサスが得られていない。

今月末という格好でやりますと、来月の協議会、この中で提案できるかどうかというの。

稲沢市議会と事務局相談されて、一挙に提案されるということであればいいんですけど、稲沢市議会のほうについては、一応、公募方式というのは考えられていなかった経緯がございますので、そこら辺、また12月議会で同じ公募問題について、私どもとしては、公募なしでやるという方向は、現在のところ考えておりませんものですから、またそこで、恒川委員の言われるように、また足踏みするという、こういう格好がありますので、会長の取り計らいで、ぜひ、期限の話も出ておりますので、早急にお取りまとめをお願いしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

内藤委員。

内藤和秀 委員(稲沢市)

どうも、2号委員の天野さん、ありがとうございました。

このことを、皆さんにお伝えをし、ということをお願いしたのは、はっきりとはまだ申し上げておりませんが、代表者会とか、その他、多少のコンタクトはしておるわけでありまして、そのように皆さん方がおっしゃってみれば、それも一つの方法ではないかというような意見も出ておりますので、決して後戻りをさせるようなことにはならんだろうと思っております。

それから、議長がお取り回しをいただいておりますが、住民投票の時期と方法ですね。

こちらのほうも早いことお話いただかないと、後いろいろと差し障りがあると思っておりますので、ぜひ、ひとつ聞かせていただけないか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

野村英治 委員(祖父江町)

2号委員の祖父江の野村と申します。

このことについては、まだ、条例も議会で通っておりませんし、基本的にあげますよという話だけで、まだ正式に決まっておりますので、これは町長の希望ということでお聞きを

願いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

では、町長の希望だということでございますので、はい。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

祖父江町長の友松と申します。

先ほどの住民投票の時期と方法についてでございますが、これは先ほどうちの野村議長が言われましたように、また先ほどの内藤委員と同じように、私ども議会のコンセンサスがまだ通ってございません。

従って、私の希望的な意見ということで、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

この関係については、既に今回の住民懇談会、こういう場所でも私どもの町民の方々からご意見が出ております。

従って、この問題については、私としても、自分が選挙で戦ってきた公約事項の1点でございます。

従って、住民投票は行いますと、これは皆さんに既に明言を出してございます。

従って、時期については、今、法定協議会でいろいろな合併の方式、いろいろな項目がこれから、今、協議がなされております。

従って、町民の方々が判断材料となるべき情報を提供した後に、この住民投票は行いたい。今はそんな考え方を持っております。

従って、今回のスケジュール的に申し上げますと、建設計画並びに事務事業等の見直し、それを踏まえた形での3月に住民説明会という計画がなされておりますので、時期的にはそういうものをクリアした以降の段階と、そんなことを今、私は腹の中に持っております。

ただ、方法につきましては、まだ私の中でやはり希望としては、ある程度、広く、若年層も求めるべきではないか、こんな考え方を持ってございますので、まだ細かい具体的については、今後、議会の先生方とも相談の上、決定をしていきたいと、かように思っております。

以上でございます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

山田武夫 委員（平和町）

2号議員の山田でございます。

今、祖父江の議長、町長のお話を聞いておると、うちの2号議員恒川議長が言われたこと

が、私ども一番心配でございますが、そういうことが、議会とやはり町長、また町民との中で、いつまでもコンセンサス、コンセンサスというようなことを言っておると、やっぱり合併のその時期に外れてしまって、最終的にはペケというような可能性を含んだ、私は発言だと思いますが、合併の協議会を今進めている上では、やはりそういうことを議会も町長も町民に訴えることも、いち早く、そういうことはやっていただかないと、駄目だと私はそう思います。

その点どうですか、そういう話を聞いておると、本当に祖父江さんは合併する気があるかないかと、ぐたぐたと長引いておればいいというようなふうに感じ取れますので、その点、町民が聞いても、「あ、なるほど合併を前提としての考えだ」というふうに誰もが感じ取れるように、早くしていただきたいと思えます。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

祖父江町長の友松と申します。

先ほど申し上げましたように、今の段階では、今日でも合併の方式についても対等の精神の基に編入方式を進める。

今、概ねそういう方向付けがなされております。

そして、新市の名前についても、一応、今の段階では稲沢市はちょっと別ですけども、概ね公募方式でと、そんな方向付けがなされてきております。

従って、今、この段階で町民の方々に合併の将来的な姿が、まだ見えないわけです。

そういう段階で、私は住民投票をやろうとしておるものではございませんので、ある程度の方向付け、そういうものが見えた中で、情報提供した中で住民投票をやっていく。

そういう考えのもとに、今までも行っておりますので、私はそういう住民の判断材料を提供した後の住民投票がいいと考えております。

以上でございます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

恒川宣彦 委員（平和町）

合併というのは、1市2町で合併ということを考えておるわけでございますが、祖父江の町長選挙をやっておるわけでありませぬ。

祖父江町だけの例えば合併反対だと言われた場合、私どもはどうなりますか。

これは住民の方の決定で、祖父江町の住民の決定で、それは祖父江としての考えは正しいかも分かりませんが、1市2町で合併するということですので、もしそれで、祖父江の住民

の方が駄目だということなら、これは1市2町の法定協議会も潰れると、私は思います。

そこら辺まできちんと、首長である町長がはっきり述べていただかないと、冒頭に僕が申し上げましたように、建前は合併、本音は合併否か、というように取っても取り過ぎでないように私は思います。

さもなければ、前へ進んでいくと思います。

まあ、今日は曲がりなりに、編入だ、新設だ、公募だ、公募でないとか、少しは前へ進んだと思いますけど、合併をするということで、全体で1市2町が合併していいか悪いかということをやれば、それはそれとして、評価をするものであって、あくまでもそれは祖父江町だけの意見で、ただ、違う方向へ行かれた場合、どうなるか。

私もそういうことを心配しておるわけですので、しっかりした首長の考え方で、今後お示しを願いたい、かように思いますので、よろしくをお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、ご意見をいただいておりますが、ご意見ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

はい、町長です。

これは先ほど3号委員から言われましたように、首長、それからこの執行部だけで、私は進める問題ではないと思っております。

やはり、先ほどの新市の名前の公募一つにしても、住民参加というご意見が出ております。

そういうことから踏まえた場合、私はそういう住民の方の意思を無にするようなことは、やれないと、かように思っております。

以上です。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

よく分かります。

そのとおりだと思うんです。

でもね、イニシアティブを取って、あなたは町長選に出られて、それを訴えられて、しっかりと当選されたわけですね。

だったら、住民投票をやるといったら、早くやったらどうですか。

判断材料云々と言われるけれども、3月、4月、5月で、いつになったら判断ができるかということをおあなたに委ねられるわけでしょう。

そんなのいつまで待っておるのですか。

だから、時期を明示してください。

時期というのは時期ですね、期限です。

これを明示してください。

3月以降というだけではね、これは全然、私は話にならないと思うんですよ。

12月に条例云々、これはよくわかります。

だったら、12月に条例がきちっと通ったら、もう1月でも2月でもやらせてもらいますと、それまでに今、平和町が言われるように、皆さん方にしっかりと認識していただいて、ご理解いただいて、それで、住民投票を行いますと、何月にはしますと、こういうことでお願いしたいと思うんですよ。

それから、もう一つ、方法についても若年層云々という話がありますが、それはそれで結構ですが、私の申し上げているのは、そういう意味ではなくて、投票率の問題もあるでしょう。

どの辺のところはどうするんだと、いろんな具体的なことはもう既に決まっていると思うんです。

これはあなたの考え方をもって、町長に当選されたときから、しっかりとした判断材料があったと思うんですけれども、それも、こんな曖昧模糊としておったら、先ほどから恒川さんや山田さんも言ってみえるように、これでは前へ進みません。

何か、まやかしのよう感じてなりませんのでね、どうかひとつ、しっかりと、私どもも本当に手を広げて対等の精神で頑張りたいと思っておりますので、ぜひ、ひとつ一緒に1市2町やろうではありませんか。

ぜひ、お願いしますよ。

はい、お願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかにご意見ございませんか。

ただいまの第1号議案のほうは、皆さん方にご協議を願って、対等の精神で臨み、編入方式を進めさせていただく上で、事務は進めさせていただきますが、それによろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

では、2号の新市の名称の公募については、いかがでございましょうか。

一番短い作業で方向付けができるのは、どのくらいかかりますか、公募のほう。

これは、稲沢市の議会の調整が必要でございますので、次の機会まで、継続審議とさせていただきます。よろしゅうございますか。

事務局、何か意見ありますか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

先ほどの説明の中でも申し上げましたが、期限的なものでございますが、12月4日の第6回合併協議会の場所で、いわゆる公募することの決定、更には公募要領の決定をいただくということの内容で、ご説明をさせていただきました。

従いまして、住民説明会までに間に合わせようとする、その日程が必要でございます。以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

3号委員からもご意見いただいておりますが、今の事務局の説明でよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

すいません。

住民投票のことを本当は言いたくないんですけども、3月の時にされるその前に公募するわけですよね、新市の名称を。

議長（服部幸道 稲沢市長）

名称の、はい。

今、そういうご意見でしたね。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

結局、そういうことですよね。

何かそれは、ちょっとすごく矛盾しているような気もするんです。

それで、祖父江町の方たちが、それでOKであれば、別に構わないんですが。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それは、名称だけのことでですからね。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

ええ、そうですけど、何かそれは、変なような気がするんですけども。

住民投票されても、全然構わないと思うんですけども、最終決定がとりあえず議会にあるということで、それでよろしいか。

住民がノーと言われても、議会のほうで発表するというのであれば、別になんら住民投票をされても、最終的に住民投票をされようが、それは全然構わないと思うんですけども。

だから、住民がノーと言われても、議員さんたちでそれで決めていただければ、それで進めるわけなので、そこら辺を、ちょっと見ていて議員さん同士のいろいろな話し合いで、3号議員の私たちは、この間ちょっとお話ししたんですけども、本当に全然前に進まないというのは、先ほど恒川議長さんが言われたとおり、歯がゆいところがありまして、こういうふうに合併協議会に出させていただいても、結局聞いているだけという形で、もう少しそれを煮詰めてから、ここに来ていただきたいなという気がしたんですけども。

議長（服部幸道 稲沢市長）

いや、今回は一つの方式で対等の精神で編入という方式を打ち出していただいたことは、これは一つの進展につながった。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

はい、分かります。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それで、事務のほうはそのように進めて、これからの新市の計画などに取り組んで進めていくということはできますが、今、2号の名称の問題についての。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

名称を先に、住民の方に公募するわけですよね、要は。

議長（服部幸道 稲沢市長）

公募するわけですね。

今、そういうのが皆さん方のご意見ですので、それを踏まえてご意見をいただきたい。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

そうですね、はい、公募するのはすごくいいと思います。

3号委員の中でもそういう意見がほとんどですので、一部の方はそうでない方もみえましたが、その辺はちょっと矛盾。

議長（服部幸道 稲沢市長）

3号委員さんの名称の公募でしょう。

今、言われておるのは、そうですね。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

はい。

議長（服部幸道 稲沢市長）

新市の名称については、公募されたほうがいいですよというのが、3号委員さんのご意見の。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

はい、3号委員の全員の中でお話したときに、全員ではないですけど、はい。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

内藤和秀 委員（稲沢市）

だいたいご理解いただいていると思いますが、今、鈴木さんがおっしゃるのは、この事務局からのスケジュールに乗っていくと、1月31日には名称を決めたいと、こういう話になってきておる。

しかし、住民投票は未だに行われていないと、それで先に住民投票で決めるべきことを決めずして、合併かどうかという、決めることを決めずして、名称だけ先に公募されるんですかと、こういうことなんですよ。

ですから、そのところは、どういうタイムスケジュールになりますかと、こういうことなんですよ。

だから、矛盾がちょっと大きすぎるんで、今のあれにつきましては、もう少し後でもいいんじゃないかと、鈴木さんのおっしゃるとおりだと思いますよ。

新市の名称を先にパーッとやっておいて、3月に住民説明会をやって、それで5月か6月か7月になるか分からないけれども、住民投票をやるんだと、こういう話でしょう。

それ以降にしか、新市の名称を公募したって意味がないというかね、そこら辺に大きな矛

盾があると、こういうことなんですよ。
よろしくをお願いします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)
どうぞ。

野村英治 委員(祖父江町)
祖父江の野村です。

先ほどちょっと、お話を聞いておりますと、議会として合併に反対のようなご意見をいただくのですが、われわれは町長の今の公約としては、住民投票をやるということでありますが、われわれとしては、合併を何とか進めたいと、そういう方向で、このお話し合いも進んできておりますので、やはりそこは、名称についても、なんとか住民の皆さんのご意見を聞いて、そういう気持ちでやっております。

ですから、住民投票と今のあれと重ねられますと、われわれとしては困るんですが、基本的に議会としては、この合併を進めるということで、こうやって出席をしております。

ですから、そこは誤解のないようお願いしたいと思っておりますが。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)
どうぞ。

副会長(伊藤勇夫 平和町長)

今、祖父江町の住民投票で議論がなされているわけですが、町長の選挙公約の中でやるとおっしゃったからやるということですが、住民投票がノーといったら、議会も町長もノーというのですか。

それとも、ノーと言われても、先ほど来聞いておると、議長も天野委員も合併に向けて参加し、やっておるんだとおっしゃってみえますが、住民がノーと言われても、合併で行くということをごここで言うだけでいいのではないですか。

(「そのとおり」という声あり)

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

議会サイドで申し上げますけど、12月議会に条例化しますと、時期の問題ですけど、残念ながら周知期間もございますので、そう条例が通ったからすぐ住民投票にかかれというのは、論理的に難しいことでもありますので、そういう期間があるということ。

それから、名称の問題が住民投票までに決まらなかった場合、それをなしでやることも、当然のこととしてありますし、また、タイムスケジュールとして一定の判断というのは、6月の議会で行うと、こういうことになっておりますので、6月議会において議決をするということですよ。

それから、議決は住民投票が例えばノーと言われても、その祖父江町議会において、6月議会において、ノーであっても合併すべきという判断がされれば、当然のこととして合併の推進、合併に向けて走っていくと、結論を出すと、こういうことになります。

しかし、私は2月に選挙がありますので、私が何がなんでも賛成しますということは言いかねますけど、その時期に私が議員であれば、合併協議に参加してきた立場から、合併に賛成する姿勢は貫きます。

以上です。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

恒川宣彦 委員（平和町）

まあ、分からん分からんの話はやめて、前へ進んでいただきたい。

ということは、名称についても事務局が言ったように、今日ここでどうではなしに、なるべく簡単に、それは民主主義の原理で47都道府県全部から聞くと大変いいことだと思うんだけど、そんなよその関係のない人間に名前を聞かんでも、1市2町で例えば、平和広報のところへ張り紙をして名前を出せとか、そんなような簡単なことで事務処理をしていただいで、今度の定例会にはこういう形でやるということで、簡単にやってください。

あんまり難しいこと言っておったって、分からんことばかり入っていつてしまう。

今でも行ったり来たり、出戻りばかりだよ。

だから、簡単に幹事会を含めて決めて、そして私どものほうに報告して、議決をしてください。

まあ、後戻りはお互いにやめましょう。

今も、うちの町長の問いに対して、ああいうふう到天野君が言われたら、何も言えませんよ。

議会として、そしたらどうだといったら、いや、俺は当選すればだけど、当選するせんは、これは次の議会のことで言えないと言われれば、それまでだから、後戻りせずと前へ進んだらどうですか。

会長、どうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

吉川 昭 委員(稲沢市)

稲沢の吉川です。

祖父江町には申し訳ないけれども、議会だ、町だと言わずに、ここで1市2町の代表で来ておるので、ひとつは祖父江町なら祖父江町の意見として、時たま議会は代表ですけれども、そういうふう発言していただかないと、この間も、祖父江町の議会で議決したから駄目だというふうではなしに、今、先ほど住民投票も、祖父江町長は住民の意思を尊重するというお話ですので、住民の意思をその議会が果たして無視して賛成できるのかと、仮に反対の場合。

だから、町長と議会のほうは、もう少し一本の話をしていただかないと、矛盾した話になりますので、結果論は結果論で、これは別だと思えますけれども、もう少しあんまり議会を前面に出さずに、祖父江町なら祖父江町の意見。

私のほうは議長ですけれども、稲沢市としての意見。

議会の中でも、私どもも議会にも、もう少しそういう面で協力していただきたいということで、議会の意見としてではなしに、稲沢市の意見として言っていたいております。

そういうことも含めて、もう少し町長は、住民尊重するという話ですけれども、私は選挙で負けたら知らん、勝ったらやると、そういう話では、これはちょっと、私どもも聞きづらい話ですので、ひとつ何とか穏やかに進めるような方法でお願いしたいと思っております。

天野 晋 委員(祖父江町)

議会に聞かれたから、そう答えるしかない。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今は議論でございますので、ひとつこの場の雰囲気の中で、意見が言われておるということで、理解をお願いしたいと思います。

それで、2号の問題でございますが、新市の名称につきましては、公募のほうを目指して事務局のほうで作業を進めさせていただいて、次の機会にお示しをするということで、この2号については、継続協議とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようをお願いを申し上げます。

それでは、協議事項3の問題につきまして、事務局から説明を願います。

事務局、何か落ちがありますか。

事務局(大野紀明 事務局長)

ちょっとすいません。

協議1号の関係で、ご相談したい点がありますので、誠に恐縮でございますが、休憩を取っていただくとありがたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

そうですか。

1号の問題結論を出す前に、協議を申し上げたいということですか。

はい、それではしばらく休憩を取らせていただいて、はい。

(休憩)

議長(服部幸道 稲沢市長)

休憩前に引き続き、協議を進めさせていただきます。

先ほど、ご意見いただいております協議事項1号の問題でございますが、文面できちっと整理をしたらどうかという委員方のご意見もございました。

事務局で文案の用意をしておりますので、今日は提示をさせていただいて、次の機会に協議事案として、皆様方にご了解を得たいと思います。

文面を用意してございますので、委員の皆様方にお配りをさせていただいて、次回にお認めをいただくという方式をとらせていただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

すいません。

協議第1号につきましては取り下げ、再提案につきまして、お諮りをいただきたいと思います

ます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、お話をしましたように、今日は文面だけをお示ししまして、再提案という形で協議を申し上げたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしの声もございます。

3号委員さんよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように、はい。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

ただいまから、資料をお配りさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

（資料配布）

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、協議第1号につきましては、次回に再提案をさせていただくということに、ご了解いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

はい、ありがとうございました。

事務局どうぞ。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

協議第1号、朗読をさせていただきます。

協議第1号 合併の方針について

稲沢市・中島郡祖父江町及び中島郡平和町の合併は、『対等の精神』の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す『対等合併・編入方式』とする。

法制度上は、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入するものとする。

平成15年12月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

そのほかに、ございませんか。

名称問題は、事務局のほうは、よろしゅうございますか。

事務局（大野紀明 事務局長）

名称については、協議2号で「新市の名称は稲沢市とする」というようなことでございまして、公募といういろいろ意見もいただきました。

公募のことについて、公募がいいのか、アンケート方式がいいのか、それらも含めて次回にお示し申し上げたいと思います。

やはり期限的な問題もございまして、それぞれのところで、さらの状態では稲沢市、祖父江町、平和町、これらのものをさらの状態では公募するののかというお話もございまして、住民の意識を頂戴するということになってきますと、やはり意識調査、アンケート的なことになってまいりますので、その辺のところも含めて、公募ということになりますと、何でも公募ではないかということですので、方法論がいろいろあるかと思っておりますので、その辺もよく吟味をさせていただきながら、次の協議会にはお示し申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

3号議員さんのほうは、よろしゅうございますか。

事務局の説明、了解いただけましたでしょうか。

委員さん方、よろしゅうございますか。

それでは、次の機会に提案をしていただきます。

続きまして、協議事項第3号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」及び協議事項第4号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」、協議事項第5号「地域審議会の取扱いについて」は、合併の方式との関連がございまして、一括して議題とさせていただきます。

事務局、説明よろしく。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

5ページをお願いいたします。

協議第3号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期については、何々とする。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

6ページをお願いいたします。

協議第4号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期については、何々とする。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

9ページをお願いいたします。

協議第5号 地域審議会の取扱いについて

地域審議会については、何々とする。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

特に、議案第5号、地域審議会の関係につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

前回の協議会におきまして、意見を踏まえまして、地域審議会の取扱いにつきまして、法人として検討いただく事項につきまして、事務局で整理をいたしておりますので、報告をさせていただきます。

資料等につきましては、前回、協議会に提出をさせていただいておりますので、お願いをいたします。

まず、制度の性格を整理させていただきますと、地域審議会は、合併によって地域住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないかという懸念に対応した制度といたしまして、特例法により設けられた制度で、法的な特徴が前回もご説明させていただいておりますが、2点ございます。

まず、一つは合併前、新市の発足前に1市2町のすべてが、議会の議決を得て協議することによって、合併後に地域審議会が設置をされるということでございます。

つまり、通常の審議会のように、合併後に条例によりまして、審議会を置くという手続きではございません。

合併前に、審議会の設置を決めておくということになります。

また、仮に2町の区域のみ地域審議会を置くということになりましても、稲沢市議会での議決も必要になります。

なお、この議決につきましては、廃置分合の議決と同議会に提案をされますので、予定といたしましては、来年6月に議案を審議いただくという形になろうかと思っております。

二つ目には、合併前に協議会が作成をいたしました、いわゆる新市建設計画を合併後に変更しようとする場合につきましては、市長に地域審議会の意見を聞くことが義務づけられて

いるというような状況でございます。

もちろん、これら地域審議会も本質的には諮問機関でございますので、意見を聞くということまでは、これにつきましては、特に義務付けられておりません。

意見を新市町が拘束されるというようなことは、ございません。

このような特徴を持っております地域審議会の取扱いにつきまして、ご検討いただきます論点として、まず整理をしております。

まず、議員の身分について、例えば在任特例を採用した場合、それぞれの議員の活動と、いわゆる審議会の審議との関係をどのように整理をするかという点でございます。

さらには、合併後、新市は新しい総合計画をもちろん取り組んでいく必要がございますが、その際、設置をされず総合計画審議会との関係についても、やはりあらかじめ当然、これは整理をしていく必要があると思われま。

事務局といたしましては、これらの事項について、方向づけをいただければ、具体的な設置の内容について、ある程度は自ずからこの協議会の中で整理ができるのではないかと考えておるところでございます。

特に、審議会の設置区域につきましては、特例の適用の方向性に依りまして、在任特例を適用しなければ、議員数が大きく減少するであろう。

議長のみとするのかどうかということも、いわゆる論点の対象になろうかと思ひます。

審議会の設置機関につきましても、審議会が新市の総合計画の策定に関する事項を、特に主に扱うということになりますと、総合計画が軌道に乗るまでの余裕を見て、5年といった選択肢があるとも考えられます。

一方で審議会といたしましては、建設計画に関する事項を主として担当するというのであれば、新市建設計画の期間である10年間設置をするといった選択肢についても、検討いただくことが考えられます。

また、更には委員の構成につきましても、当然、議会との役割分担、他の審議会との役割分担の中で決まってくるかというふうにも考えられます。

事務局といたしましては、まず地域審議会が果たすべき役割について、議会との関係、更には、先ほど申し上げました総合計画審議会との関係といった見地から、ご検討いただくものではないかということで、提案をさせていただくものでございます。

先ほどの協議3号、4号、5号につきましては、それぞれ関連がありますので、よろしくお願ひいたします。

以上、説明に代えさせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これに対しまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願ひをしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)
恒川委員。

恒川宣彦 委員(平和町)
平和町の恒川でございます。
よろしく願いいたします。

今、議会議員の定数及び任期についてですが、私どもお願いをしたいのは、在任特例を採用していただけるか、せんかという問題が出てくると思いますが、その辺について会長、どのように思ってみえますか。

会長(服部幸道 稲沢市長)

この問題につきましては、今、皆さん方にもお諮りを申し上げて、編入方式が採用されるとしますと、その残任期間の問題がございます。

新設、編入合併の中の編入ということになりますと、在任特例は生きてまいります。

これらはまた、皆さん方にお諮りをして進めてまいらなければなりません。

こうした場合の事務局の考え方を示していただければ……。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)
それでは、助役のほうで。

吉川 昭 委員(稲沢市)
稲沢の助役です。

この合併については、最終的には議会の議決ということになりますので、今までの合併を見ておりますと、各市町在任特例を使ってみえますので、私は当然、在任特例でいくべきであるという意見を申し上げます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、吉川委員の方からは、編入合併であれば、在任特例も視野に入れてお願いをしていかなければいけないという意見でございます。

特に、これらの問題につきまして3号委員の方、何かご意見ありましたらどうぞ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。内藤委員。

内藤和秀 委員（稲沢市）

稲沢市の内藤でございます。

今、稲沢市の助役のほうからお話がありましたし、平和町の恒川さんからもお話がございましたが、編入合併ということであれば、当然、在任特例を使っていくということが一番望ましいんじゃないかと思います。

この在任特例について、事務局からの説明はよろしいですか。

私はだいたい理解はしておりますが、もしあれでしたら、お計らいいただいて、3号議員さんもおみえでございますので、きちっとお話をされたほうがいいんじゃないかと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

在任特例について、事務局のほうから説明をしてください。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

編入合併ということでございますと、編入される祖父江町、平和町の議員は、編入する稲沢市の議員の残任期間だけ在任をするという内容でございます。

以上、概略でございます。

稲沢の市議会議員の任期が19年9月30日まででございますので、それまで在任ができるという内容のものでございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

そうすると、今、話題になっております地域審議会の取扱いは、議員が残られる、そんな中での審議会は必要でしょうか、それぞれまた、地域の皆さん方の地域審議会。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

野村英治 委員（祖父江町）

地域審議会は、また別の話。

議長（服部幸道 稲沢市長）

いや、今、私、説明しておるところ。

それでは3号から進めてください。

3号議案の議員の定数、任期、前に説明されておるわけ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

事務局（大野紀明 事務局長）

大変申し訳ございませんが、本日、資料をお持ちだと思いますけれども、第3回のときに1号議案の裏側に、新設合併と編入合併というところがございまして、そのところがございます。

それぞれ、今現在の議員が稲沢市28人、祖父江町18人、平和町14人、合計60人の方がみえます。

編入合併になりますと、稲沢市にそれぞれ議員の方々も編入をされる。

通常ですと、祖父江町、平和町というのはなくなりますけれども、編入されることに伴って、任期の特例ということがございまして、稲沢市の議会の任期が、編入合併の議員のところに掲げてございますけれども、ちょうど真ん中ちょっと下ぐらいでしょうか。

稲沢市議会議員の任期満了が19年9月30日まででございますので、いわゆる60人のお方が19年9月30日まで身分を持てるということなるわけでございます。

それから、首長の場合は祖父江町長、平和町長は失職されますので、稲沢市長だけが残るということでございます。

併せまして農業委員会の委員でございますが、この場合につきましても、編入の特例がございまして、40人以内で定めた者に限って、引き続きやっていきますよと、そういう特例条項がございます。

その他のところは掲げてございますが、もう一つ条例規則に関しましては、稲沢市の条例規則が基本となる。

従って、修正する、改正する部分については、稲沢市でも先ほどございましたように、対等の精神でということでございますので、調整部分が出てきて、条例改正が必要なものについては改正をしていく。

基本的には稲沢市の条例が生きて、その改正条例という形で今後、事務を進めさせていただくということでございますので、よろしく願い申し上げます。

それが、議員特例及び任期の取扱いでございますが、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

議員の定数、任期の問題につきましては、事務局の説明が終わりましたが、この方策で進めさせていただいて、よろしゅうございますか。

農業委員の問題も同時に提案されておりますし、協議会の地域審議会の問題も、今の一括説明の中で進めていただいておりますが。

まず、「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、ただいま事務局が説明させていただいたとおり、進めさせていただいてよろしい。

3号委員さん、意見がありましたらどうぞ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

あまり言いたくないんです。

議員さんたちの任期というのは、最終的に議会のほうで決めていただければ、結構だと思いますけれども、住民代表として意見を言わせていただきますと、スリム化ということであれば、もう少し前向きに検討していただきたいかな、というのもあるんですけど。

もう一つ地域審議会ですか、先ほど、たぶん市長さんがちらっと言われたのは、その辞められた議員さんたちが、こちらに回るといような感じも見受けられたんですけど、これは一般の方でも別に構わないということですね、絡みとしては。

議員の皆さんの特例に関しては、住民の方たちは今の定数よりももう少し減らして、議員さんがやっぱり先頭に立って、この合併をいかに、今の難しい時代を進めていかれるかが、先頭に立って、その辺の見本を見せていただければと、住民を代表して、すいません、ご意見出させていただきます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

恒川宣彦 委員（平和町）

鈴木さんに反論するわけではないですけど、やはり私も4月に統一選挙、稲沢市は9月の選挙ということで、皆さん、選任されたばかりですね。

それは4年間、やはり義務というものがついて回るわけです。

この合併において失職するという事になると、逆に言えば、住民に対して放棄するわけですね、4年間の任期で投票を受けておるものですから。

そして、この審議会に結びつくと思うんですが、新設合併だと、議会が平和町から3人から4人になってしまう。

そうすると、行政側へ伝えることが、至難というより苦難だと。

編入の特例を設けていただければ、その中で地域の活動もできるのではないかと考えておるし、この地域振興、うちのほうも求めているわけですが、これは新設か、編入か分からない時点で、皆さん方とご相談申し上げておるわけですが、今日ここで新設の編入だと形の上で稲沢の大助役さんが、議員特例法はどうだと認める。

私どもは、本当は言いたくないです、手前味噌で。

そうではなしに、住民のためにね、やはり特例を發揮していただいて、そして、平和町が、将来、稲沢市になるわけですが、取りこぼしのないように進めていかなければいけないという義務感があるわけですので、その辺のところをひとつよく理解してください。

お宅もお父さん出てみえるが、来年、選挙ですよといったら、怒っちゃわせるよ。

それは、あんたのところは、1番か2番でいつも出られるから、いいけれど。

そういうことで、実際が、私どもがそれを要求するという事は、矛盾があるかもわかりませんが、そういう形で前へ進んでいきたいと、かように思っております。

賛成してください。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかに、3号議員さん、よろしゅうございますか。

ただいまの協議第3号につきまして、ほかの委員のご意見ありましたら頂戴いたします。

なければこれに基づきまして、進めさせていただきます。

次に、協議第4号につきまして、農業委員さんの定数及び……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

事務局（大野紀明 事務局長）

会長、すいません。

今、実はこのところに掲げることについてでございますが、「議会の定数及び任期については」ということで、基本的には言葉で今、話をしますけれども、在任特例ですということになりますと、議員の定数は60ということですよ。

それで、あと任期については、合併方式の対等合併編入方式とされるという方向での話で

ございますので、そこについては19年9月30日までということで、稲沢市議会の任期と、このことをもって、一度この「対等合併・編入方式」というものをお持ち帰りになられて、各議会等々で話をされますけれども、そのようなときに、そういう方向であるということで、ここについては、次回には、ただいま私が話をしたこと、そのことでもって協議会に通させていただきます。

(発言する者あり)

ここで文書化ですか、それでは、早速、作って、では休憩を取っていただいて、案文を作りますので、すいませんが、よろしくお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

休憩。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

農業委員さんのところまで、すいませんが。

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。では、農業委員さんの数は、3、4の数まできちっと説明をしてください。

(休憩)

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、休憩前に引き続き、協議を進めさせていただきます。

事務局から説明をしてください。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第3号「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきまして取り下げをして、再提案につきましてお諮りをいただきたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、事務局のほうの説明がありましたように、再提案をさせていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、提案。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

資料の配布をいたします。

(資料配布)

議長(服部幸道 稲沢市長)
事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)
協議第3号につきまして、朗読をさせていただきます。

協議第3号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

中島郡祖父江町及び中島郡平和町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の議会の議員として在任するものとする。

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、ご説明をさせていただいたとおりでございます。

今日、協議を進めていただいた中で、この協議第3号、お示しを申し上げますので、また市町で協議をいただいて、次のこの協議会の場でご協議をいただくということにさせていただいて、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

再提案をしていただいたので、これで別に決めていただいてもいいかと思いますが、それをお諮りください。

議長(服部幸道 稲沢市長)

議会選出の2号の議員さん、ここで決めさせていただいて……。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

再提案につきましては、対等の精神の背景から、稲沢市議会のご配慮とこういうように感じておりますけれども、何分にもここまで入った論議はしておりませんし、住民の皆さんのご意見も若干なりと聞きたいので、ここで決定をするということは、次回にしたいと思いませんので、よろしくをお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

次回ということでございますが、委員の皆さん方、ご了解いただきますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

恒川宣彦 委員(平和町)

平和町の恒川です。

祖父江の議員さん、冒頭に特別委員長と議長と、ある意味ではお任せ願ってきておるといってお話をされたわけですが、既に私の平和町を例に取っては申し訳ございませんけれど、例えば対等の場合、編入の場合どうなるかということで事務局からも説明を受け、そして、議会の皆さん方の意見も掌握して、今日ここへ出てきて賛成ということを書いておるわけですので、今日、この問題について取り下げてもう一遍論議するということについては、それはまあ、そのほうがいいということであれば、それでいいですが、今後は事前に提示されるものですから、今後はこういうことのないようにひとつお願いをしたい。

そういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

お互いによく議論をいただいて、お認めをいただいていくのが、この会の性質でもございますので、ご理解いただきたいと思います。

ただいまご意見のありますように、次の機会に協議をいただいておりますので、よろしくご意見申し上げます。

次の協議第4号について、事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

協議第4号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を取り下げ、再提案をお諮りいただきたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、事務局のお話のように、協議4号につきましても、再提案をさせていただくということとさせていただきます、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

では、資料を配付させていただきます。

（資料配布）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、事務局の説明をしてください。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

それでは、協議第4号につきまして、朗読をさせていただきます。

協議第4号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会は、稲沢市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の農業委員会の委員として在任するものとする。

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

この農業委員さんの問題につきましては、このようにご意見いただいて。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

内藤和秀 委員（稲沢市）

稲沢の内藤でございます。

選挙による云々はこれでいいと思うんですが、議会推薦、農協推薦があるんですが、その取扱いについてご説明が願いたいんですが、よろしくお願いします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

先ほどの推薦の委員につきましては、この特例法の適用がございません。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

内藤和秀 委員（稲沢市）

はい。

それは、どういうことですか、きちっと最後まで言ってください。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

分かりました。

稲沢市の委員につきましては、そのままでございますが、祖父江町、平和町の推薦による委員につきましては、在任ができませんという内容でございます。

稲沢市の委員につきましては、編入でございますので、そのままでございます。

以上でございます。

稲沢は議会推薦が4人と農協推薦がお1人、祖父江町につきましては、議会推薦が5人、農協推薦が1人の6人でございます。

平和町につきましても、同じく議会推薦が5人、農協推薦がお1人でございます。
ちなみに選挙による委員でございますが、稲沢は25人、祖父江町は12人、平和町は12人という内容でございます。

以上でございます。

任期につきましても、稲沢の任期ということで、平成18年9月30日までです。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

内藤委員。

内藤和秀 委員(稲沢市)

稲沢、内藤です。

農協推薦は、これは農協さんは一つということで理解できるんですが、これは特例法ということで法律的には問題ないかも、できないかもわからないけど、議会推薦の委員さんが、稲沢市の場合は4名、祖父江町、平和町が5名、5名ということですね。

別に僕は多いとか少ないとかいう必要はないんですけども、何らか考えられないでしょうか、これも一つ提案をしたいと思います。

農協推薦さんはこれは今、1本でしょう。

だから、理解できるんですが、以上であります。

お取り計らい願います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

お取り計らいできるものなのか、決められたものなのか、そこら辺、事務局の説明をお願いしたいと思います。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

取り計らいにつきましては、できないというふうに理解をしております。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

事務局さん、事務的に今の法の中ではできないということですが、この農業委員さんを任命しておるのは、これは自治体の長が任命するのではないかな、どうですか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

ちょっと今の部分、若干、整理をかけておりますので。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

それは、便宜を図らないと、ちょっといかんと思いますよ。

図れるなら、図ってくれないと、困る。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

農業委員会事務局のほうも来ておりますので、ちょっと補足の説明をさせていただきます。

稲沢市農業委員会事務局（永田友英 主幹）

それでは、失礼をいたします。

本日は、本来なら事務局長の小林が答弁するのが当然でございますが、国のほうに陳情にでかけておりますので、農業委員会事務局主幹の永田でございます。

よろしく願いいたします。

議会推薦の委員につきましては、法律では5人以内という規定がございます。

ただ、稲沢市の条例では4名となっておりますので、稲沢市の条例を改正して、5人にすれば可能でございます。

以上でございます。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

5人ではないよ、われわれの各市町も5人、5人だから15人にしなければいけないよ。

稲沢市農業委員会事務局（永田友英 主幹）

いや、祖父江町と平和町については、身分は失職ということになりますので、よろしく願いします。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

その便宜を図る方法はないかと聞いておるんだから、今まで失職の話、みんな救おうとしているんじゃないか。

稲沢市農業委員会事務局（永田友英 主幹）
すいません、それはできないです。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）
どうしてできないんだ。
ちょっと、よう説明してくれや。

今までわれわれの農業委員は、選挙法に基づいてやると言いながらも、今、法律で決めておるように5人以内とか4人以内、条例で決めて、各市町、私どもは5人、祖父江町も5人の議会推薦をお願いして、言い方悪いですけども、選挙にならないようにということで、お互いに住民の方々の理解の下で、たまたま、今日現在ある方が、議会推薦になっておるといふ事例もございまして、好き好んで議会推薦になったわけではない。

だから、それは何とかしてやらないと、われわれの立場が困る。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）
どうぞ。

副会長（友松隆利 祖父江町長）
祖父江町長です。

今、平和町が言われましたように、法律的には特例法の中ではできないかもわかりませんが、そこをこの合併協議会の中で、皆さんが話し合いしていく中で、何とか拾える方法を、一遍、検討してみてください。

お願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）
この問題、事務局でよく。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）
はい。

事務局（大野紀明 事務局長）

今の特例法での話は、今お話ししたようでございますけれども、一度、検討、研究させていただきます。

それで、また、お話をさせていただきたいと思います。
今日はちょっとすいませんが、そこまで踏み込んで話ができませので、申し訳ござい
せん。

議長（服部幸道 稲沢市長）
ほかに。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）
はい。

恒川宣彦 委員（平和町）

うちの首長が言われましたように、円満にやらなければいかんということで、うちのほう
は22件、集落で一人ずつ選択をしておる。

小さいところは選挙になるといけないから、議会推薦にしているわけです。

だから、これはやっぱり、先ほど議員の特例法だけワーワー言って手前味噌だと言われる
といけないから、私はあえて言うんだけど、やっぱりヨーイドンで運動会ではないが、綱引
きのようなわけにはいかないから、もうちょっと勉強して対応策を、例えば、推薦なら首長
が推薦できれば、首長が推薦すればいいんだから、いわゆる残任期間中ね。

だから、その辺もうちょっと温かみを持ってやらないと、合併でまたいろいろ問題ができ
てしまう。

この間も自治体でも恥ずかしい話だが、うちのほうは選挙だと言いだした。

選挙でもしたらどうするだ、止めるわけにもいかんし、実践でしょう。

それで、皆さんにご協力願った形で、私はそんなことをやらないから、知らんよ、無投票
でやれたわけだが。

すると、選挙までやって、なぜ農業委員にならなければいけないかという、ひとつ出てく
るわけですね。

それはやっぱりうちの首長が言ったように、取り上げてもらわないと、実際、困る。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、議員さん方のご意見、聞いていただいたとおりでございます。

この合併の精神にありますように、対等の気持ちで、ひとつよく検討して次回に示してい
ただきたいと思います。

そのようにさせていただいて、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回に再度、この問題は取り上げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、協議事項の5の問題でございますが、事務局の説明をお願いいたします。

地域審議会の取扱いでございます。

この問題につきましても、次回に協議をさせていただくとして、よろしゅうございますか。

まだ、祖父江町のところ、地域のあれがありますもんね。

意見が言われておりますので、この問題は次回に合わせてお願いさせていただくこととして、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、協議事項6「地方税の取扱いについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

11ページをお願いいたします。

協議事項の第6について、朗読をさせていただきます。

協議第6号 地方税の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

1 個人市町民税

均等割の税率については、合併翌年度(平成17年度)から2,500円(標準税率)に統一する。

納期については、合併翌年度(平成17年度)から祖父江町の制度に統一する。

減免については、合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。

2 法人市町民税

法人税割の税率については、合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。

3 固定資産税

納期については、合併翌年度(平成17年度)から祖父江町の制度に統一する。

減免については、合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。

4 軽自動車税

納期については、合併翌年度（平成17年度）から祖父江町の制度に統一する。

5 都市計画税

税率については、合併翌年度（平成17年度）に、現稲沢市域の税率を0.3%、現中島郡祖父江町域の税率を0.2%、現中島郡平和町域の税率を0.1%とし、合併後2年度（平成18年度）に、現稲沢市域の税率を0.3%、現中島郡祖父江町域及び現中島郡平和町域の税率を0.2%とする不均一課税を実施し、合併後3年度（平成19年度）に、税率0.3%を新市に適用する。

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

この協議第6号につきまして、ご意見をいただきたいと思います。

ご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

野村委員。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江の野村です。

取扱いについては、大体よろしいんですが、今、減免制度ですね。

各市町、たぶん違うと思うんですが、いいところをやはり残していただいて、お願いできないかと、そういうことを思っておりますので、それを考慮してやっていただけるのかどうか。

議長（服部幸道 稲沢市長）

減免取扱いについて、お答えがいただきたい。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

総務部会会長（大木和也 稲沢市総務部長）

稲沢市の大木でございます。

今、減免制度についてのご質問がございましたが、減免制度につきましては、激変緩和策として行われるのが、減免制度でございます。

一般的に、その他の高齢者、その他いろいろありますけれども、これらについては、所得の中から一定の控除をされるというのが、基本になっております。

従いまして、今回このように合わせさせていただきましたのは、激変緩和対策については、減免制度を設定すると、こうしたことでとりまとめさせていただいたものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

野村委員、よろしゅうございますか。

何か事例を挙げてありますれば、この場合どうなるとか言っていただければ、お答えもできると思いますが、通常の……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

野村英治 委員（祖父江町）

今の所得制限とか、そういうものが当然違ってくると思うんですが、そういうものについて、どのように。

議長（服部幸道 稲沢市長）

後ほど事例を挙げて細かい事務的な指示をしていただけると、理解がしていただけると思います。

今日は項目を挙げておいてもらって、こういう場合どうなるとか、そういうあれをしてもらったほうが担当もお答えがしやすいと思います。

具体例を示して、ひとつ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

例えば、祖父江町にありまして、対象の問題として、祖父江町にある対象、これは激変に値しないという判断を事務局の中で判断されて、これは削ってもいいんじゃないか、という判断をされたのか。

私どもの考えの中では、減免というのは申請制度に基づくものですから、今のところ祖父江、平和、稲沢に合った部分については、入れたらどうだとかこういうふうな判断での捉え方なんですけどね。

議長（服部幸道 稲沢市長）

文言の挿入ですか。条例規則にあります。

天野 晋 委員（祖父江町）

はい。

議長（服部幸道 稲沢市長）

文字の、それは一遍、事務局でよく調整し合ってもらって、そういうものがあったら、事務レベルで調整していただければ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

事務局（大野紀明 事務局長）

再度、ご答弁を申し上げます。

祖父江町のところの中には、当然、勤労学生、あるいは障害者、未成年者等に減免措置があるわけでありましたが、これらをなくした経緯につきましては、所得がある人から課税すると。

所得のない人間は課税しない、これが基本にあるということでありまして、障害者、あるいは未成年者、その他いろいろありますけれども、これらにつきましては、福祉施策の中で対応することは当然ありますが、税の中についての減免という話については、所得のある方からは、やはりいただくという基本で進めさせていただいたものでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

理解していただけましたか。また、ご不審な点は、ひとつご指摘をいただきたいと思いま

す。

ほかにご意見ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

恒川宣彦 委員(平和町)

都市計画税で先般もお尋ねをさせていただいたわけですが、祖父江町や稲沢市は取ってみえるわけで、平和町は取っておらない。

従って、ちょっと取るのを後にしてほしいという要請をしたわけですが、こうやって事務局が1%、2%、3%という数字、先回と変わっておらんわけなので、変わらないと思うんですが、都市計画税というのは、目的税だと認知しております。

例えば、平和町で市街化区域のお金が投入された場合、それは小さな考え方も分からないのですが、その目的税に従って、うちの市街化区域に使うということで、そういうふうを考えておるわけですが、これはきちんと書いておいてもらわないと、私どもで首長もそうですけど、取っておらないものを取るから、よっぽどきちんと市街化区域の皆さんに説明しないと、ご理解が賜れないだろうということで、その辺のところを文書化するということご無礼かしらん、これでは、地元の方が納得し難いんですね。

今、うちのほうは何%か取っておれば、それは問題ないんだけど、現実取っておらんということが、この間もうちのほうの関係で、どうして取らなかったという話もやったわけですが、そのときに取る必要性がなかったから、取らなかったという話ですが、そんないい税金なら、ほかのものも免税にしてくれと言っておるんだが。

そんなようなことで、やはり住民を説得する意味においても、目的税だから目的に使いますぐらいいは、ちょっと書いておいてもらわないと、説明がしにくいと私は思う。

よろしく頼みます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ご意見ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ、野村委員。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江町も平和町と同じように、できれば5年間で緩やかな増ということで、なんとかお願いしたい。

これですと、今は3年間でというお話になっておりますので、5年間ぐらいで、今の稲沢市に合わせていただくという、そういう方向でお願いしたいなと、そういう気持ちでおりますが。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事業もそのように、3年でできるものを5年で行っていくという解釈で、よろしゅうございますか。

いや、目的税である以上、やはりそうした方向もご理解していただかないと、きちっとあなた方から税金をいただいたから、このように進めさせていただきますよ、という説明を申し上げて整備をさせていただかないと、なにやら知らないうちに、ようけ取られるようになってしまったなあでは、申し訳ないと思いますので、委員のご主旨は十分理解させて、進めさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

ほかに、ご意見ございませんか。

それでは、税の問題につきましては、このように進めさせていただいて、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

次に、協議第7号「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

協議第7号、朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

協議第7号 一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職員間の均衡を考慮して公正に取り扱う。
なお、給料については現給を保証する。
- 3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、新市において定員管理の適正化に努める。
- 4 一般職の職員にかかる職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制

度を基本として調整の上、合併時に統一する。

又は、

- 1 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて稲沢市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、稲沢市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。
なお、給料については、現給を保証する。
- 3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、合併後に定員管理の適正化に努める。
- 4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第7号「一般職の職員の身分の取扱いについて」の事務局の説明をさせていただきます。

これに対しまして、ご意見がございましたら頂戴いたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

基本的にはよろしいかと、こういう判断を持っております。

ただ一つひっかけがあるな、と考え方として思うのは、退職金組合の関係ですけど、これは確かに三通りの方法があるかと思うわけですけど、統一するという意味で組合のほうから抜けると、そういうことになっておりますけど、例えば、稲沢市も組合のほうに加入すると、相当大きな金額が一時的に出るわけですけど、長期的なシミュレーションを持った場合に、どうなるかという資料説明がお願いしたいな、とかように考えておりますので、ほば了解はさせていただきますけど、そういう資料でご説明を願いたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

参考資料はありますか。

事務局（大野紀明 事務局長）

はい、今、退職手当組合の関係でございますが、組合関係についてどんなようなところが加入しているかといいますと、以前町村であったところが、一度に多額の退職金が出るということで、町村が主体でございます。

岩倉市ですとか、そういうところは退職員組合を出しております。

私どもで今、一括組合に入ったらどうだという話がありますけれども、数十億の一時金を納めなければいけないという話がありまして、それはとてもではないですけど、他の行政事業に影響を与えますし、今、祖父江町と平和町が退職組合を脱会されたときに、100分の90をお支払いしようということでございます

以前は、100分の80、いわゆる積立金の8割相当額は返そうと、そうしますと、祖父江町、平和町については、お金を出して脱会しなければいけないという事態がありまして、祖父江町長が理事となっていていただいておりまして、そちらのほうで100分の90、いわゆる9割まではお返ししましょうということでありまして、これをやりますと、祖父江町、平和町は数千万円の1,200万円から2000万円ぐらいの間で返ってくるということがございまして、それで、稲沢市としてはこのような方法を取っていく。

今後のシミュレーションでございますが、当然、稲沢市で新しい市において、積立金の額を積み立てていかなければならない。

財政計画の中では、その辺はお示し申し上げていくということになると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江の天野です。

これは基本的に、例えばこの合併にかかわって取り扱う方法として、一番いいというか、得をする方法としてこういう選択だったと思うんですけど、また、新しい市になって、この職員の退職金問題をどういうふうにするかは、その中で当然のこととして論議をされていく

ものだと思うんですけど、若干どういうふうになるのかなという疑問で、これから退職金を支払う波が、どういうふうになっていくのか。

例えば、集中的な年齢層がありますと、そこで莫大な退職金はその年度に必要になって、そういうふうな懸念はないのかという心配の上で、そういうシミュレーションも考えて、今後については、当たっていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局、理解していただけましたか。

これから職員の退職状況と、もう一つ、恐らく天野委員が聞きたかったのは、津島の市長が言っておるように、私のところは組合に入れてもらうと5億掛かるとか、稲沢の場合はどうだということが、聞きたかったろうなと思うんですけど、同様に祖父江町も平和町もそれぞれ組合に入って、今日まで蓄積してみえるものだから、そうした総額も、参考のために掌握しておいていただくといいかと思っております。

ほかに、ご意見ございませんか。

これはよく調整しながら、進めさせていただかなければいけないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員さん方、ご意見よろしく願います。

よろしいですか。

それでは、第7号議案の問題につきましては、ただいま説明がありましたように、進めさせていただきます。

協議第8号「特別職の身分の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

今の件でございますが、お諮りをいただきたいと思えます。

先ほど天野委員からいろいろお話をいただいた件につきましては、当然、私どもとしては資料としては勉強する必要があるというふうに理解をいたしておりますが、やはりこれにつきましては、諮っていただいて、次に進んでいただきたいと思えます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいまの7号議案につきまして、今、事務局がお答えいただいたよう進めていってよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

提案の差し替えで、「又は」から下のにすることですね、結構です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、そのように進めさせていただきます。

続いて8号……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

それで、先ほどの下の「又は」の下ということで、編入のほうでご確認をお願いしたいと思います。

頭のところは、上のところは新設ということになってございますので、下の「又は」以下が編入でございますので、下の方でご確認をお願いしたいと思います。

申し訳ございません。

議長（服部幸道 稲沢市長）

協議7号の上段の部分ではなくして、下段の「又は」以降の取扱いについて、今後この組合の部分として進めさせていただきますので、そのようにご理解をお願い申し上げます。

このようにさせていただいて、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議もないようでございますので、そのように進めてまいります。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

やはりきちっとしてやられたほうが、このままでというよりは、やっぱり協議会ですので、このまま使われずに、協議事項7号を再提案されて、きちっと整理されてやっていったほうが、後々残る問題ですので、できればそうしていただくように、お諮りをしていただきたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

再提案でいきますか。

下段の部分だけで、「又は」以降に、次回にそのように差し替えさせていただく。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

他の部分もそのような部分がございますので、それらを整理させていただいて、再提案という形を取らせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

他の部分というのは、何号と何号ですか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

8号もございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

あ、そうですか、8号も同様の問題がある。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

9号も条例規則等の関係も同じでございます。

二段構えで提案を、そこまででございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

8、9号ですね。

今、事務局が申しておりますように、8号、9号につきましても、今日、提案はさせていただきますけれども、次回に差し替えをさせていただくと、今回間に合わないから、次回で

すな。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

提案をさせていただいて、いわゆる差し替えをして、次に提案をするという形でお諮りを
いただきたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、8号の問題につきましても、今、事務局が説明しておりますように、次回では
差し替えをさせていただきますが、今回はこのままで説明をさせていただいて、進めていき
たいと思います。

それで、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めてください。

8号の説明をしてください。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

協議第8号「特別職の身分の取扱い」につきまして、「又は」以下で説明させていただきます。

- 1 常勤の特別職（教育長を含む）の職員の身分の取扱いについては、稲沢市、中島郡祖
父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。
- 2 常勤の特別職（教育長を含む）に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、
合併時に稲沢市に統一する。
- 3 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承
認された調整内容に基づき、合併時に調整する。

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

議長（服部幸道 稲沢市長）

8号の問題につきまして、今、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、ご意見がありましたら、頂戴いたしたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご意見もないようでしたら、このようにさせていただいて、よろしゅうございますか。

次回には、「又は」以降で再提案をさせていただきます。

それでは続きまして、9号の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

協議第9号、ページは47ページでございます。

「条例・規則等の取扱いについて」下の「又は」以下で朗読をさせていただきます。

稲沢市の現行の条例・規則等を適用する。ただし、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、ご質問があります方は、ご意見をいただきたいと思えます。

（「異議なし」の声あり）

異議なしの声もございますので、そのように進めさせていただきたいと思えますが、それにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、第9号につきましても、先ほど事務局が説明しましたように、「又は」以降で、次の会に提案をさせていただきます。

続きまして、協議第10号「事務組織及び機構の取扱いについて」、ご説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

53ページをお願いいたします。

協議第10号「事務組織及び機構の取扱い」につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

協議第10号 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構については、「新市における組織機構の調整方針」により整備するものとする。

新市における組織機構の調整方針

本庁舎への管理機能の集約化と現有庁舎の有効活用を前提に、住民の利便性に最大限配慮し、職員定数の適正化を図りつつ、より簡素で効率的な組織、機構を目指して段階的に整備する。

1 住民の声を適正に反映できる組織・機構

- 2 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- 3 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- 4 簡素で効率的な組織・機構
- 5 合併直後に混乱のない行政運営ができる組織・機構

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

協議第10号の「事務組織及び機構の取扱いについて」、説明が終わりました。

この協議第10号につきまして、ご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、野村委員。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江町の野村でございます。

このことにつきましては、この文章に書かれておりますように、合併直後の混乱のない行政運営ができるようにと、こういう精神から、今の地方自治法に基づく支所的なものを祖父江町、平和町に二つ置いていただきたい。

議長（服部幸道 稲沢市長）

支所の話ですね。

これらはよく町長方からも意見をいただいておりますので、これはよく協議をしながら、サービス部門の配置等は、今、事務局一緒になって詰めておりますので、町長方の意見も聞きながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

ほかにご意見ありますか。

特に事務局の問題につきまして、考えておることがあったら。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

事務局（大野紀明 事務局長）

大野でございます。

支所についてでございますが、本日の資料の59ページのところに調整方針を書かせていただいております。

59ページの一番右のところでございますが、「当面、新市の組織は本庁、支所及び市民センターとし、これは支所が祖父江町と平和町でございまして、この規模的な問題も含めて、住民のサービスの低下をきたさないように、支所の機能のあり方、このことについて、実際にサービスが低下にならないように考えて行きたいと。

その方法については、今後、更に祖父江町、平和町の住民の皆様方にご迷惑のかからない形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか、ほかに。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

平和町の伊藤でございます。

今、事務局のほうから、住民に支障のないようにという文言が入りまして、それを期待しておりますけれども、その機構については、最終的にこういう形にするんだというような機構図も、きちっと明記していただかないと、住民にサービスをとらないという文言だけでは、ちょっと先が暗うございますので、平和町役場、いわゆる平和支所ですか、名称はどちらでもいいんですけれども、平和町の役場には当面こういう形で事務分担をしますよ、祖父江町の役場はこういうことで出発しますよということを、機構図的に書いていただくように要望しておきます。

終わります。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

祖父江町長です。

今、平和町長と気分は、考え方は一緒でございますので、やはり合併することによって町民が混乱のないように、提案ですけど、私としては管理部門、こういうものだけを、まず集約するような形、そして、後は段階的にいろいろ機能を検討した結果、少しずつ集約していくと、そんな考え方の基に、ひとつ新たな方向付けをしていただきたい、かように思っております。

よろしく願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかに、ご意見。

今、両町長が言われましたことにつきましては、関係でよく調整されまして、お示しをいただきたいと思えます。

事務局（大野紀明 事務局長）

はい、そのようにさせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局も心構えを述べておりますので、ご期待をいただきたいと思えます。

ほかにご意見ございませんか。

それでは、次に提案をさせていただきますが、提案第1号「一部事務組合の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

提案第1号、65ページでございます。

説明をさせていただきます。

途中、朗読等を含めまして、若干、説明の方が長くなりますけれども、あらかじめご了承をいただきたいと思えます。

提案第1号 一部事務組合等の取扱いでございます。

この項目では、一部事務組合の他、法定協議会、事務委託、土地開発公社といった事務の共同処理の枠組みにつきまして、ご協議をいただくものでございます。

この協議事項については、現在協議中の合併の方式、これは編入ということで、次に協議をいただくわけでございますが、合併の方式に応じて若干、手続きが異なるため、これにつきましても、両案という形で説明をさせていただきます。

なお、資料の中で、尾張市町交通災害共済組合の取扱いについては、後ほど詳しくご報告

させていただきますように、現在、調整案がまとまっておりませんので、(3)のところでは棒線になっておりますので、よろしくお願いいたします。

このため、他の事項についても、先行してご協議いただき、後日の協議会において追加提案をさせていただくこととさせていただきますので、この点について、よろしくお願いいたします。

なお、これにつきましては、いわゆる新設と編入両方、この中では提案をさせていただいておりますが、提案の説明につきましては、次の66ページの「又は」以下のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

「又は」以下の部分につきまして、朗読させていただきます。

1 一部事務組合

- (1) 稲沢中島広域事務組合については、合併の前日をもって解散し、新市がその事務及び財産を引き継ぐ。
- (2) 愛知県市町村職員退職手当組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。
- (3) 尾張市町交通災害共済組合については、_____。

説明につきましては、まだ決まっておりませんので、このような棒線で表示をさせていただいております。

- (4) 尾張農業共済事務組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。

2 協議会

- (1) 尾張西部広域行政圏協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。
- (2) 中島地方教育事務協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。合併後における関係事務の処理方法については、関係団体と協議の上、合併までに調整する。

3 事務委託

- (1) 愛知県に対する公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。
- (2) 愛知県に対する公平委員会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。

4 土地開発公社

中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって尾張土地開発公社の設立団

体から脱退するとともに、合併までに調整の上、稲沢市土地開発公社を新市の土地開発公社として存続させる。

71ページをお願いいたします。

この71ページにつきましても、合併の方式が新設と編入がございますので、編入の方でよろしくお願いをしたいと思います。

以上、それぞれ一部事務組合関係、73ページ、協議会関係、説明をさせていただいております。

よろしくお願いをいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、提案1号の説明が終わりました。

ここでちょっとお詫びを申し上げまして、議事を戻らせていただきます。

ただいま事務局から、10号の議決がされておらんので、改めて決を採っておいてほしいというご指摘をいただきました。

先ほどご説明しました10号につきましては、皆さん方にご了解をいただいたということにさせていただき、進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、協議第10号につきましては、お認めをいただいたこととさせていただきます。

ただいま提案をいたしました事務組合の取扱いについて、事務局の説明が終わりましたが、これに対しましてご意見がありましたら、頂戴したいと思います。

ご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

吉川 昭 委員（稲沢市）

会長、次回の提案のときには、きちっとした提案をお願いします。

ということは、新設と編入になっておりますので、新たに正式なもので提案をしていただきますようお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま委員から指摘がありましたように、次の提案のときには、きちっと提案をしていただくようお願いをしたいと思います。

今、議題となっております事項につきまして、ご意見ありましたら頂戴いたしたいと思います、提案第1号につきまして。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

提案第1号につきましては、お認めを願ったものとさせて……。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

違います、今日は提案でございますので……。

議長（服部幸道 稲沢市長）

提案をすることについては、次回に。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

委員の方からございましたように、次のときに編入ということでございます。

こちらにつきましては、新設、編入の両方で提案してございますので、編入という形で、再提案という形をお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、次回にこの問題につきましては、再提案をさせていただきます。

2号について、説明をしてください。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

もう一度確認をさせていただきます。

今日は提案をさせていただいて、次に協議ということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

では、提案だけだから、全部一括提案していただいて、説明だけしていただいて、次の機会に提案をさせていただくということと、今、吉川委員から話がありましたように、きちっと整理をして出させていただくということでお願いをしたい。

どうぞ、説明を続けてください。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

提案第2号「使用料及び手数料の取扱いについて」、81ページでございます。

説明させていただきます。

まず、ここでは使用料、手数料の基本方針につきまして、協議をお願いするものでございます。

個別具体の使用料及び手数料については、この方針、今後、いわゆる方針に基づいて調整を進め、それぞれの分野に関する協定項目として、必要に応じて協議をしていただく内容のものでございます。

それでは、朗読させていただきます。

使用料・手数料等については、以下の方針により調整するものとする。

- 1 受益者負担の原則に則り、適正かつ応分の負担となるよう調整する。
- 2 同種の手数料については、公平性の原則に基づき、サービスと負担の水準に格差を生じないように、原則として統一する。

同種の施設の使用料については、各施設間の均衡を考慮して調整する。

まず、第1点として、受益者負担の原則から、適正かつ応分の負担を求めていきたいということをおたっております。

次に、1市2町が同種の事務について、それぞれ手数料を設定している場合、新市の住民相互に、サービスと負担の格差が生じないように制度を統一することを原則といたすものです。

また、施設の使用料については、1市2町がそれぞれの施設ごとに設定しておりますが、同様に適正かつ応分の負担という原則に則って、各施設間の均衡を考慮して、調整していきたいと考えております。

資料83ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、ただ今説明申し上げましたように、「負担公平性の原則に基づき、行政格差を生じないように制度を統一し、住民の一体性の確保を図る必要がある」こと、また、「受益者負担の原則に則り、サービスの提供に対し、適正かつ応分な負担となるよう配慮する必要がある」ことを、ここでは挙げさせていただいております。

なお、資料85ページには、使用料及び手数料の根拠法令でもある地方自治法を掲載して

おります。

また、資料 8 6 ページに、主な使用料について、現況を一覧表としてまとめてございます。資料 8 7 ページから 9 2 ページには、主な手数料について、現況をまとめてございます。併せてご参照していただきたいと存じます。

以上、提案第 2 号「使用料・手数料等の取扱い」について、説明申し上げました。

以上でございます。

続きまして、提案第 3 号「諮問機関の取扱いについて」、でございます。

資料 9 3 ページをお願いいたします。

この項目では、行政委員会、委員、審議会などの諮問機関の他、市町に設置をいたしております協議組織などの機関について、合併後の整備方針について、ご協議いただくものです。

今回、ご提案させていただいておるものにつきましては、次回協議会において協議いただく整備方針に沿って、具体的な調整を進め、個々の機関の取扱いについては、必要に応じてそれぞれ関係する分野の協定項目において、ご協議をしていただく内容のものでございます。

資料 9 3 ページをご覧ください。

この協議事項については、現在協議中の合併の方式、先ほど編入ということで提案をするわけでございますが、合併の方式によりまして、若干の手続きが違います。

まず、これにつきましても、次回、編入という形で、更に資料の方は提出をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

従いまして、説明につきましては編入合併ということで、朗読をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

諮問機関については、稲沢市に統一の上、簡素で効率的な組織となるよう実態を考慮して整備する。

ただし、稲沢市に設置されていない諮問機関等については、同様にそのあり方を調整の上、合併後に設置する。

1 諮問機関等の設置

(1) 行政委員会（委員）及び法令に基づく附属機関については、合併時に統一する。

(2) その他の諮問機関等については、設置目的によりそのあり方について調整する。

同種又は類似の諮問機関等については、合併時に統一（集約）する。

既に設置目的を達成した諮問機関等については、合併までに廃止する。

2 諮問機関等の委員構成

(1) 合併により、委員構成について地域性を配慮する必要がある諮問機関等については、必要に応じて委員定数の見直しを行う。

(2) その設置目的に照らし選出区分を考慮する必要がある諮問機関等については、必要に応じて選出区分の見直しを行う。

3 合併に伴い改選すべき委員の人選については、市町の長が別に協議して定める。

という形になっております。

以下、それぞれの資料をつけさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に、提案第4号でございます。

資料105ページでございます。

補助金・交付金等の取扱いにつきまして、ご説明申し上げます。

ここでは、補助金、交付金等の取扱いの基本方針について、協議をお願いするものでございます。

個別具体の補助金等については、今後、この方針に基づいて調整を進め、それぞれの分野に関する協定項目として、必要に応じて協議をいただくという内容でございます。

それでは、朗読させていただきます。

補助金・交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、原則として次の区分により調整するものとする。

- 1 同一又は同種の補助金等については、その目的及び効果に照らして適正な水準に統一する。
- 2 稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町に独自の補助金等については、新市全体の均衡を保つように調整する。
- 3 類似目的の補助金等については、統合の方向で調整する。
- 4 既に目的を達成した補助金等については、廃止及び縮減の方向で調整する。

まず、補助金、交付金等の対象は、市町ごとのまちづくりの背景や社会的諸条件により、必ずしも統一的にはなっていません。

関係団体等の意向、協力を求めながら、従来からの経緯、実情等に配慮して、調整を行っていくことを原則とするものでございます。

併せて、具体的な視点として、4項目を挙げております。

まず第1点として、同一又は同種の補助金等については、どこか一つの市町の水準に合わせるということではなく、客観的に適正な水準の検討も含めまして、調整を行っていきたいということでございます。

第2点に、各市町独自の補助金等については、新市のまちづくりの方向性や財政状況等を充分考慮して、新市においても採用していくか否かを、十分に検討するという内容のものです。

第3点には、類似目的の補助金等は、極力統合、集約し、第4点には、既に目的を達成した補助金等は、廃止及び縮減を行っていくということで、無駄のない、効率的な財政を新市において実現してゆくというものでございます。

なお、資料109ページに、補助金及び交付金等の取扱いに関する法令を記載してございます。

ご覧いただきますと、その中に地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められております。

この条文に基づき、それぞれの市町では、各種団体や各種事業に対する補助を行っているという現状でございます。

資料110ページから114ページにかけましては、各市町の主な補助金、交付金等の一覧表を記載いたしておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、提案第4号「補助金・交付金等の取扱い」について、説明をさせていただきました。

次に、提案第5号「町名・字名の取扱いについて」をご説明申し上げます。

資料115ページをお願いいたします。

朗読させていただきます。

- 1 稲沢市における町の名称及び区域は、現行のとおりとする。
- 2 中島郡祖父江町及び中島郡平和町における字の名称については、「大字」「字」を削除するとともに、大字名を町名とする。
なお、区域については、現行の字の区域のとおりとする。

資料117ページをお願いいたします。

提案理由は、「地域の歴史に密接に関係する現行の大字名を保存するとともに、簡潔で分かり易い地名とするため」でございます。

特に大字名の多くは、明治の時代から残っている地名でもございます。

長く親しまれてきた大字名を新市における町名とし、また同時に、極力住民の皆さんが、日常生活の中で困惑することのないよう、簡潔な表記とする必要があるのではないかとことから、このような提案をさせていただいております。

118ページをご覧ください。

1市2町の町及び字の現況を記載しております。

稲沢市におきましては、大字、小字はなく、町が145、祖父江町におきましては大字18、小字550、平和町におきましては大字13、小字109となっております。

同じページの右側の欄に、先ほど申し上げました調整案と、それに基づいた例示が記載してございます。

ご覧いただきますと、稲沢市の場合は、「稲沢市」部分が「市（新市名）」に変わることということで、特に異動はございません。

また、祖父江町及び平和町につきましては、ここには記号で例示をいたしておりますが、もう少し具体的に申し上げますと、例えば、現在の「中島郡祖父江町大字祖父江字上沼」という地名ならば、「大字」「字」という表記を削除し、大字名の後ろに「町」を加えますので、

「^{かみぬま}市祖父江町上沼」となり、また、現在の例でございますと、「中島郡平和町大字^{かんのんどう にしかいづか}観音堂字西海塚」という地名ならば、「^{かんのんどう にしかいづか}市観音堂町西海塚」となるということ
であります。

先ほど提案理由で申し上げましたように、長く親しまれてきた地名を保ちながら、できる限り簡潔な表記となることを狙いとしております。

また、合併に伴う混乱を避ける意味からも、町、字名の変更にあたっては、できる限り規則性のある方法を採用したいという提案の内容でございます。

なお、資料119ページ以降につきましては、町名、字名の取扱いについての先進事例等を掲げておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、提案第5号「町名・字名の取扱い」の説明でございます。

続きまして、提案第6号「慣行の取扱いについて」、でございます。

資料121ページをお願いいたします。

この項目では、合併後の市章、市民憲章、市の花、木、名誉市民制度、表彰制度などの慣行全般について協議をいただくものです。

資料121ページをお願いいたします。

この協議事項については、合併の方式に関わらず、一案での提案をさせていただきます。朗読させていただきます。

1 市章、市旗

合併時に制定する。

2 市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言

現行の制度を廃止し、合併後、新市において市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言を制定する。

3 名誉市民制度

現行の制度を廃止し、合併後、新市において名誉市民制度を制定する。

なお、現名誉市町民は、新市に継承する。

4 表彰制度

現行の制度を廃止し、合併後、新市において表彰制度を制定する。

なお、現各市町の表彰者は、新市に継承する。

資料126ページをお願いいたします。

現況及び調整方針につきまして、整理しております。

まず、市章、市旗についてです。

稲沢市は、いなざわの「い」を図案化した市章を使用しております。

また、1市2町の中では唯一、市の旗を条例によって定めております。

祖父江町の町章は、祖父江町の「そ」の字を図案化したものでございます。

平和町の町章は、平和町の「平」と「和」を意味する円形を組み合わせたものでございます。

このような現況に対応して、合併後の市章、市旗については、合併の時から速やかに使用できるよう、合併時に制定するという調整案を提案させていただいております。

もちろん、その前提として、合併後の市が使用する市章については、合併前に調整することが必要ではないかと考えておるところでございます。

更に、これに対しまして、市民憲章、あるいは市の花、木等、各種宣言については、資料のとおりと現況が異なっておりますが、これらの事項についても、合併後即時に必要という性格のものではないため、合併後の市民の総意のもとで選定をいただくよう、一旦、合併と同時に現行の制度を廃止し、合併後に制度を制定するという調整案を提案させていただいております。

資料128ページでございます。

名誉市民制度についても、これらと同様に、現行の制度を合併に伴って一旦廃止し、合併後に制度を再構築したいとする案であります。既に先ほどもご説明いたしましたように、名誉市町民の榮譽を受けておられる方々については、合併後もその取扱いを継承させていただきたいとする内容のものです。

資料129ページの表彰制度についても同様に、制度については合併に……。

吉川 昭 委員（稲沢市）

会長。簡潔に説明を求めます。

事務局（事務局次長 渡辺義憲）

分かりました。

以上、提案第6号につきまして、報告を終わります。

提案第7号でございます。

131ページでございます。

「行政区の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

この内容でございます。

非常勤特別職として区長制度は存続する。ただし、公達員制度は廃止する。

区長の職務については、以下のとおりとする。

- 1 区民の意見の取りまとめに関すること
- 2 土木事業促進に関すること
- 3 市行政の連絡事務に関すること

4 広報等文書の配布に関すること

5 その他市長が必要と認めること

また、区長の報償費及び配布手数料については、合併時に統一する。

なお、区長制度については、地域住民の自主的な組織の活用も視野に入れ、合併後に見直しを図ることとする。

内容につきましては、資料134ページに1市2町の現況が示しをしております。

以下、それぞれの取扱いについて、資料でお示しをさせていただいておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、提案第8号でございます。

「公共的団体の取扱い」でございます。

資料137ページをお願いしたいと思っております。

提案第8号 公共的団体等の取扱いについて、ご説明申し上げます。

いわゆる考え方については、資料139ページで説明をさせていただいております。

公共的団体等につきましては、資料にございますように、産業経済団体、社会福祉団体、教育団体その他の法人格の有無を問わず、公共的な活動を営む団体を包括する概念というふうに、ここでは掲載をさせていただいております。

公共的団体等につきましては、先ほど説明をさせていただきましたように、本項目では「2」にございますように、いわゆる公共的団体等のうち団体の設置については、市町が意思が関与しているもの、市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの、市町から補助金を交付するなど、市町の事業に密接に関係しているものなど、三つの視点に該当するものについて、包括的な調整方針については、こちらでは示させていただいております。

137ページにつきましては、この取扱いについて、先ほどの説明の部分が、いわゆる提案という形で説明をさせていただいております。

以下、それぞれ関係する資料を添付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上、若干端折った部分がございますが、提案につきまして、説明のほう終了させていただきます。

お願いをいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案第1号から8号まで、事務局が一方的に説明をさせていただき、次回にこれらを審議いただくわけでございます。

非常に多岐にわたる広範囲な分野にわたります。

どうか、お目通しをいただきまして、事前に不審な点がありましたら、事務局のほうへご指示いただければ、説明等させていただきますが、それぞれご質問を受けていきますと、非

常に広範囲にわたりますが、今までの説明の中で、この分だけは説明求めておきたいという部分がありましたら、お願いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

3号委員の皆さん方、非常に広範囲にわたって、一方的な説明で分かりにくかったと思いますが、お目通しをいただいて、事務局のほうへこうしたものをもう少し細かく説明してほしいということを、次回にまた、まとめということで、ご指示いただければ幸いです。

こうした場で急いで提案をさせていただいて、申し訳ございませんでした。

このように、今、8本の今度の提案事項、提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

3号委員さんの方で、この際だからという部分がありましたら、ご質問いただいても結構かと思いますが、いかがでしょうか。

他に、ご質問ないようでしたら、次はこうしたことを提案させていただいて、進めさせていただきますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

それでは次に、その他がありましたら事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

147ページでございます。

「合併協議会開催予定」についてでございます。

第6回協議会、日時、平成15年12月4日、木曜日、午後1時30分から4時30分、場所につきましては、この場所、稲沢市民会館の小ホールでございます。

内容につきましては、こちらに掲げさせていただいた内容を、それぞれ協議をいただく内容でございます。

第7回協議会でございます。

日時、平成16年1月9日、金曜日、午後1時30分から午後4時30分、場所につきましては、当この市民会館小ホールでございます。

以上、6回、7回の協議会の予定につきまして、報告をさせていただきました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、事務局の予定説明が終わりました。

このように進めさせていただきますので、委員の皆様方のご協力のほど、お願い申し上げます。

この際、何か意見をいただいておりますことがありましたら、頂戴いたしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は、すべて終了いたしました。
本当に長時間、ありがとうございました。
引き続きお世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

午後4時55分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成15年11月26日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議 長 服 部 幸 道 印

議事録署名者 恒 川 宣 彦 印

議事録署名者 塩 田 郁 夫 印